



# くれ

## 866号

2019年8月20日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行



←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

# 株式市場に影響波及 報告徴求命令を出される

## 報告徴求命令

金融庁と総務省は、かんぽ生命と日本郵便に対し、報告徴求命令を出した。

業務改善命令や行政処分の判断材料となる関連資料の提出や事実関係などの報告を求められる。

秋には金融庁の立ち入り調査も予定される。契約の取り消しなど、内部で処理した問題も調べられる可能性がある。

不適正営業数に対して、金融庁に届け出た法令違反が2ケタと少ないが、調査が入ればどうなるだろう。

「相違があった」として契約の取り消しになった件数が相当数あることが全てを物語る。

「クローズアップ現代」で取り上げられた筆跡の転写を使った悪質なケースも、「相違があった」と無効契約として処理された。

契約を無効にするのと、契約そのものが無かった事になり、どんな不法行為であっても、金融庁に届け出る必要がない。

存在しない契約になるからだ。実害がなければ、訴える事が出来ない法律の抜け目が悪用されたと言っても過言ではない。だが、無効となる前に、警察に私文書偽造で相談さ

れていたらどうなっていたらだろうか。

社員は、私文書偽造の疑いで、逮捕や書類送検されても不思議ではなかった。

母娘の二人が同席していても、平然と転写機能が悪用するならば、他でも同様の案件が複数あると考えるのは当然だ。

そこまでノルマで社員を追い込み、問題を放置してきた会社の責任は重い。

## かんぽ問題の本質

問題発覚後、会社は全件調査約3千万件）を表明し、事態の收拾を目指している。

保険業法に抵触する可能性があるにも関わらず、不適正営業はなぜ放置され続けたのか。

明白なのは、販売ノルマの存在だ。

営業実績を出すのが一番の目的であり、法令順守の意識は低かったと言わざるを得ない。

過去5年間分の調査で、判明している不適正営業が18万件を超えており、今後の調査の進展で、更に増えるのは否めない。

病院のカルテ保存期間が5年である為、5年間の対象としているが、期間を延ばせば、不適正営業数は増える。

全契約を調べれば、カルテの期間に関わらず、二重払いが判明するが、補償額が倍増し、泥沼化しかねない。

会社は解約時期や件数などの実態を把握していたが、ノルマを優先した。営業至上主義の結果だ。

他にも、乗り換え契約は、会社にとって損失がなく、むしろ利益になることが挙げられる。

乗り換え契約の場合、不利益の被害を受けるのは、お客様だけだ。

途中解約となり、支払い金額より、断然少ない金額しかお客様は還付金として受け取れない。

社員は募集手当が給付され、会社はお客様の損失分から、社員の手当を引いた差額に近い金額が利益となる。会社には契約が残る。

社員には実績が残る。多種多用の保険商品があり、新たな顧客から新規契約の募集は難しく、既契約のお客様から、乗り換えで契約をする手法が横行した。

## 記者会見

経営陣は直近の調査で問題を把握したと、記者会見で述べたが、既に事実と異なる内部資料が流出していた。

幹部会議で、乗り換え契約件数や解約時期のグラフまで、記載された資料が配布されていたのだ。

はつきり言えば、民営化前から短期解約や乗り換えは、集計されており、各局に解約率が一定数を超えないように指導までしていた。

直近で把握したとの答弁は無理がある。

## 今後の予定

- 8月21日(水) 18:30~  
第10回広島県協幹事会  
共同事務所
- 9月1日(日) 9:30~  
第8回中国地方定期大会  
東区地域センター
- 9月10日(火) 17:00~  
第12回呉支部執行委員会  
支部事務所

次号は 9月3日 予定

### 株式市場に影響

不適正営業に対して、株式市場も反応した。

世界経済の不安要素まで加わり、初値の半分近くまで、株価が下がっている。株式会社となったことで、問題は複雑となった。

こういった問題を認識しながら公表せず、株主に不利益を与えたとして、損失補償を求められる可能性も残る。

補償するとなれば、巨額となる。

その上、二重払いが確認できたお客様に、払い戻しを表明した事から、この補償も相当な支出が予想される。

二重払いだけで、(7万件×月1万円の保険×半年)の単純計算で、42億円だ。

実際に補償すると金額はさらに増える。

規模の大きさが伝わるだろう。

また、現在も営業自粛をしているが、業務停止命令などの処分が出れば、収益悪化の追い打ちとなる。信用の低下で業績悪化は避けようもない。

このような状況でも、経営陣は、問題解決が、これからの使命として、辞任などの責任を取らない。責任を取るのには全社員

であり、労働条件の改善やボーナス減額など、雇用条件の改善が繰り返されるのは言うまでもない。

住宅手当等の削減で世間に衝撃を与えてから、まだ1年も経っていないが、今後も厳しい見通しが待っている。

### 自浄の難しさ

郵便局では、不適正募集に繋がる体質がある。

当然の仕事として不適正募集をせず、まじめに仕事をすることも多い。

しかし、そういった人は営業成績が出せずに、出世とは縁がない。

会社はどんなやり方であれ、数字を出す人を評価し、出世させた。

結果、会社の根幹にはそういう人しかいない。

2019年度は、物販や広告ノルマの廃止を決めた報道されたが、ノルマが廃止されたかもめーるや年賀状の実情はどうだろう。

枚数が販売金額に変更され、個人から班の目標になっただけで、何も変わっていない。

班別の販売実績表を掲げて、朝礼で毎日営業の指導で、何も変わっていないのは、みなさんご存知の通り。

### かんぽの特殊性

以前に、郵便局の保険営業は特殊だと取り上げられた事がある。

事例Aのように、自分自身に保険を掛けるのが一般的だ。

対して、事例Bは、他人に保険を掛ける。

話題になったのは、保険金目当ての毒殺事件があった時だ。

もちろん、殺人を犯した人が保険金受取人であれば、保険金が支払われる事はない。

親が掛ける学資保険と会社が掛ける法人契約以外では、事例Bのような契約は珍しい。

想像してほしい。事例Aは「私が死んだ時、あなたに保険金を残せるようにした」という契約。

事例Bは「私がお金を出して、あなたに保険掛ける。保険金は私が受け取る」という契約。

B事例の特殊性がよくわかるはずだ。

しかし、郵便局の契約では、事例Bの契約が多い。

資金のある高齢者が、子供や孫の名義で定額貯金をして儲かった過去があり、親族名義を使う社風が郵便局に残っている。

その名残りで親族を被保険者とする保険が多く契約された。

また、相続税対策として、保険を勧められているケースもある。

しかし、事例Bは、被保険者が死亡した場合、相続税の対象ではなく、一時所得として、所得税の対象になるなど、税制度でも事例Aより不利だ。

税制上のリスクもある。

事例Bは、契約締結後、契約者と受取人(満期)をBさんに変更する手続きが行われる。

これは贈与であり、年10万円を超えると贈与税の対象となる。

契約が満期になる前に契約者を変更すれば、事例Aに変更でき、贈与税を払わずに贈与することができ。

相続対策の話法(魔法)として一部の社員は活用している聞いた。契約者変更届で、お客様が、税務署から贈与税を徴収されるリスクを与えている。改善の道は険しい。

満期のある養老保険など			
お金を支払う 契約者	保障対象の 被保険者	保険金を受け取る 受取人 (満期)	受取人 (死亡)
Aさん	Aさん	Aさん	Bさん

自分自身に保険をかけるが一般的

事例A【死亡時に相続税の対象になる契約】

満期のある養老保険など			
お金を支払う 契約者	保障対象の 被保険者	保険金を受け取る 受取人 (満期)	受取人 (死亡)
Aさん	Bさん	Aさん	Aさん

郵便局では親族など他の人に保険を掛ける契約が多い

事例B【死亡時に所得税の対象になる契約】

### 広島県内の最低賃金引上げで871円へ

中央最低賃金審議会で賃金の目安について答申が取りまとめられた。これを受け、広島地方最低賃金審議会は引き上げ額を答申し、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、広島県労働局長が金額を決定する。10月1日から適用される。

広島は都道府県の引き上げで、ランクBの27円(都道府県の経済実態に応じ、A B C Dのランクに分けて引き上げの目安を提示)。ランクA 28円、ランクB 27円、ランクC 26円、ランクD 26円(昨年度はランクA 27円、ランクB 26円、ランクC 25円、ランクD 23円)。

全国の加重平均は27円となり、目安制度が始まって以降の最高額。目安通り引上げられた場合、千円を超えるのは、東京と神奈川だけで、全国平均は901円。

現在のペースで引上げられると、4年後に全国平均が千円を超える。最も低いのはランクDの鹿児島787円、ランクAの東京1013円と比べると226円の差がある。